

役員のための財務税務会社法ニュース マネジメントリポート

今回のテーマ： 相続放棄・限定承認

2011年の死亡者125万人のうち、相続税の申告対象者は5万人です。一方、相続放棄した相続人は17万人と多く、限定承認した相続人はわずか889人です。

1. 相続の方法と債務の取り扱い

単純承認	被相続人のすべての財産・債務を無条件に受け継ぐことをいい、相続放棄や限定承認をしなかった場合には、単純承認したものとみなされる。 相続した財産より債務が多い場合、相続人は自分の財産から債務を弁済しなければならない。
相続放棄	被相続人のすべての財産・債務を一切受け継がないことをいい、放棄者は初めから相続人でなかったものとみなされる。 同順位の相続人が全員放棄した場合、後順位の者が相続人となる（例：子 全員放棄 → 父母 相続人）。
限定承認	相続財産額を限度として、被相続人の債務を受け継ぐことをいい、相続した財産より債務が多い場合、相続人は自分の財産から債務を弁済する必要がない。 相続人の中に限定承認に反対する者や単純承認とみなされる者がいる場合、限定承認はできない。 相続する財産や債務を任意に選択することはできない。

相続の方法を決定するには、被相続人の債務の調査が欠かせません。取引銀行への問い合わせ、不動産登記簿謄本（乙区）の抵当権設定の確認、金銭消費貸借契約書・借用書等の確認、個人情報情報機関への情報開示などにより調査します。なお、「保証債務」の調査は困難なケースが多く、被相続人の生前の記録などに頼らざるを得ません。

2. 相続放棄・限定承認の方法

相続人（未成年者又は成年被後見人はその法定代理人）が相続人となることを知った日から3ヵ月（熟慮期間）内に、被相続人の住所地の家庭裁判所へ相続放棄・限定承認の申述書、被相続人の住民票除票、申述人の戸籍謄本などを提出します。裁判所では申述を審理し、受理の審判をして相続人に結果を通知します。

相続放棄・限定承認が受理された場合、熟慮期間内であっても相続放棄・限定承認は撤回できません。

- (1) 相続人が熟慮期間内に相続放棄、限定承認をしなかったとき
- (2) 相続人が相続財産の全部又は一部を処分（相続財産の売却・取り壊し・毀損、遺産分割協議、相続登記、相続財産による債務の弁済など）したとき
- (3) 相続人が相続放棄、限定承認をした後、相続財産の全部あるいは一部を隠匿して消費し、または悪意で相続財産目録に記載しなかったとき

※ 相続財産の保存行為、相続財産からの葬式費用の支払い、相続人が受取人である生命保険金・遺族年金の受取り、換金価値のないものの形見分けなどは単純承認したとみなされません。

お見逃しなく！

- 1) 相続開始前の相続放棄はできません。
- 2) 相続人が相続財産の調査に時間がかかる場合など特別の事情があるときは、相続人・受遺者・相続人の債権者等の請求によって熟慮期間の伸長が可能です。
- 3) 限定承認した被相続人の財産に値上り益がある場合、その値上り益部分は、被相続人の準確定申告で譲渡所得の申告を行います。